

**(仮称)川越市新学校給食センター
整備運営事業**

実施方針

平成 26 年 10 月 15 日

川 越 市

川越市（以下、「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業」（以下、「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1 事業者選定に関する基本的事項.....	6
2 事業者の募集及び選定の手順.....	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	9
4 審査及び選定に関する事項.....	14
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	15
1 責任分担に関する基本的な考え方.....	15
2 予想されるリスクと責任分担.....	15
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）.....	15
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1 立地条件.....	16
2 施設要件.....	16
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	17
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
4 金融機関と市の協議（直接協定）.....	18
5 その他.....	18
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
1 議会の議決.....	19
2 入札に伴う費用負担.....	19
3 実施方針に関する問合せ先.....	19

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

川越市長 川合 善明

(3) 事業の目的

市の学校給食は、昭和 44 年から共同調理場方式を取り入れ、現在、4 つの学校給食センターにおいて、市内小・中・特別支援学校の計 55 校に給食を提供している。このうち、昭和 56 年竣工の藤間学校給食センター及び昭和 59 年竣工の吉田学校給食センターは、施設設備の老朽化が著しく、今後の安定的な給食の提供のために施設の更新が求められている。また、平成 5 年に改築された今成学校給食センターでは、1 日に 2 回の調理を行っており、安全な給食の提供のためにも 1 日 1 回の調理とすることが求められている。

そこで、藤間学校給食センターと吉田学校給食センターの食数分と、今成学校給食センターでの食数の一部を合わせた給食提供能力を有する学校給食センターを新たに整備することとし、平成 25 年 11 月、「(仮称)川越市新学校給食センター整備基本計画」を策定し、本施設の基本理念や施設整備、維持管理・運営の考え方、事業手法などについて取りまとめたところである。

本事業は、新たな学校給食センターの整備・運営について、安全・安心でおいしい給食の提供ができる施設として、施設整備、維持管理・運営の質の高いサービスの提供を効率的に実施することを目的とする。

(4) 本事業の基本理念

事業実施にあたっての基本理念は次のとおりである。

項目	内容
① 確実な衛生管理で安全・安心でおいしい給食の提供ができる施設	<p>ア 「学校給食衛生管理基準」等に基づき、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の考え方に沿った工程管理を導入し、作業動線が交差しない作業形態とするなど、確実な衛生管理のもと、安全・安心でおいしい給食を提供する。</p> <p>イ 食物アレルギーのある児童・生徒に安全な給食を提供するため、専用調理室によるアレルギー対応食を提供する。</p>
② 川越産農産物のさらなる活用と食育啓発に貢献できる施設	<p>ア 地産地消を踏まえ、川越産農産物をさらに活用した給食の提供を図る。</p> <p>イ 児童・生徒に食に対する正しい知識の啓発など、食育啓発に貢献できる施設とする。</p>
③ 環境負荷低減に配慮した施設	<p>ア 太陽光発電システムなど、新エネルギーの導入促進を図る。</p> <p>イ 環境負荷低減に配慮した施設設備の導入を図る。</p> <p>ウ 学校給食の食べ残しなどの残菜について、環境に配慮したうえで施設内にて堆肥化を行い、市民に還元する。</p>
④ 災害時に対応する施設	<p>ア 災害時には、本施設を利用し食料の炊き出しを実施可能な施設整備を図る。</p>
⑤ 効率的・効果的な事業が実施される施設	<p>ア 民間活力を積極的に活用し、施設の建設から維持管理・運営等全般にわたるライフサイクルコストの縮減を図り、財政負担を軽減する。</p>

(5) 事業の内容**① 施設概要**

ア 事業用地	川越市大字菅間字石橋 18-1
イ 敷地面積	約 13,000 m ²
ウ 提供食数	1日当たり約 12,000 食
エ 対象学校	小学校 12 校、中学校については、今成学校給食センターの約半数程度を想定しており、入札公告時に公表する。

② 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が市と事業契約を締結し、本施設を設計・建設し、

施設の所有権を市に移転した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

③ 事業期間（予定）

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 平成27年12月～平成29年8月
- イ 開業準備期間 平成29年8月（夏季休業期間）
- ウ 引渡し日 平成29年8月末
- エ 供用開始日 平成29年9月1日
- オ 維持管理・運営期間 平成29年9月～平成44年8月（約15年間）

なお、事業期間終了日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が維持管理・運営期間内に決定する。

④ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 建築本体（建築物、建築付帯設備等）に係る設計業務
- (ウ) 厨房設備に係る設計業務
- (エ) 工事開始までに必要な関連諸手続き

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設工事業務
- (イ) 厨房設備の調達・設置業務

エ 各種備品調達等業務

- (ア) 各種備品の調達・設置業務
- (イ) 各種備品の台帳作成業務

オ 開業準備及び引渡業務

- (ア) 開業準備業務
- (イ) 引渡業務

カ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 厨房設備保守管理業務
- (エ) 各種備品保守管理等業務
- (オ) 外構等保守管理業務
- (カ) 清掃業務

- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画業務（大規模修繕は除く）

キ 運営業務

- (ア) 献立作成支援業務
- (イ) 検収補助業務
- (ウ) 調理等業務
- (エ) 洗浄・残菜等処理業務
- (オ) 配送・回収業務
- (カ) 食材一次加工業務
- (キ) 衛生管理業務
- (ク) 運営備品更新等業務
- (ケ) 食育支援業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・提供食数の決定
- ・献立作成
- ・食材調達及び検収
- ・主食（ご飯、パン・麺）・牛乳の配送
- ・検食
- ・配送校内での配膳
- ・給食費の徴収管理
- ・児童・生徒への食育業務
- ・見学等への対応

⑤ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設の設計及び建設業務に係る対価の一部として、あらかじめ定める額を事業者が市に施設の所有権を移転した後に一括で支払う。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設の設計及び建設業務に係る対価として、(ア)を控除した額を、維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営業務に係る対価を、維持管理・運営期間にわたり事業者を支払う。

(6) 事業のスケジュール（予定）

ア 落札者決定	平成 27 年 6 月
イ 仮契約	平成 27 年 11 月
ウ 事業契約の締結	平成 27 年 12 月
エ 設計・建設期間（開業準備期間を含む）	平成 27 年 12 月～平成 29 年 8 月
オ 施設の引渡し	平成 29 年 8 月末
カ 供用開始	平成 29 年 9 月 1 日
キ 維持管理・運営期間	平成 29 年 9 月～平成 44 年 8 月（約 15 年間）

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定方法

市は、本事業について市自らが実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、以下に示す効果が認められる場合に、P F I 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

- ア 設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務が同一のサービス水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務のサービス水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、次の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、川越市ホームページ（以下、「市ホームページ」という。）等で速やかに公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

① 資格審査

市は、入札参加者に対し、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を求める。

② 提案審査

市は、参加資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(3) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成される「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業に関する事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する予定である。選定委員会は、事業者提案の評価及び審査を行う。

(4) 入札の中止等

入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(5) 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 26 年 10 月 15 日（水）	実施方針・要求水準書（案）の公表
平成 26 年 10 月 20 日（月）	実施方針等に関する説明会
平成 26 年 10 月 22 日（水）～24 日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付
平成 26 年 11 月 12 日（水）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
平成 26 年 11 月 25 日（火）～	実施方針等に関する意見交換会の実施
平成 26 年 12 月	特定事業の選定・公表
平成 27 年 2 月	入札公告及び入札説明書等の交付
平成 27 年 2 月	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成 27 年 2 月	入札説明書等に関する質問の受付
平成 27 年 2 月	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 27 年 3 月	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
平成 27 年 3 月	参加資格審査結果の通知
平成 27 年 4 月	民間事業者との対話
平成 27 年 6 月	入札及び提案書の受付
平成 27 年 7 月	落札者決定及び公表
平成 27 年 8 月	基本協定締結
平成 27 年 8 月	仮契約締結
平成 27 年 12 月	事業契約の議決及び締結

(2) 応募手続き等

① 実施方針等に関する説明会

市は、事業者には本事業への参加を求めため、実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

ア 日 時 平成 26 年 10 月 20 日（月）14:00～16:00

イ 場 所 川越市立菅間学校給食センター会議室（川越市大字菅間 1 8 - 9）

ウ 申し込み方法 電子メールにより平成 26 年 10 月 17 日（金）17 時までに提出すること。（第 1 号様式）

* 説明会で実施方針等の配布は行なわないので各自持参すること。

② 実施方針等に関する質問・意見の受付

市は、実施方針・要求水準書（案）に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成 26 年 10 月 22 日（水）～24 日（金）17 時まで

イ 受付方法 電子メールにより提出すること。(第2～3号様式)

③ 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

市は、実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、平成26年11月12日(水)に市ホームページにおいて公表する。

④ 実施方針等に関する意見交換会の実施

市は、本事業への応募を検討している民間事業者と実施方針等に関する意見交換を行う。

ア 受付方法 電子メールにより提出すること。(第4号様式)

イ 受付期間 平成26年11月4日(火)～6日(木)17時まで

ウ 実施日 平成26年11月25日(火)～

エ 実施概要 参加申込書者に送付する「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業意見交換会実施要領」により確認すること。

オ 意見交換会における議題

市は、意見交換会の実施に先立ち、意見交換会における議題を受付ける。詳細は、「意見交換会実施要領」において確認すること。

カ 意見交換会結果の公表

市は、意見交換会を実施した結果、参加者間での公平性・透明性を保つため必要な事項に関して、参加者名、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの、ノウハウに関わるものについてを非公表としたうえで、意見交換会結果を作成し、市のホームページに公表する。

⑤ 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し公表する。

⑥ 入札公告及び入札説明書等の交付

市は、特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、事業契約書(案)及び落札者決定基準(以下、「入札説明書等」という。)を公表する。入札公告以降の予定は、随時市ホームページに公表する。

⑦ 入札説明書に関する説明会及び現地見学会

市は、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

⑧ 入札説明書等に関する質問の受付

市は、入札説明書等の内容等に関する質問を受け付ける。

⑨ **入札説明書等に関する質問に対する回答**

市は、入札説明書等の内容等に関する質問に対する回答を、市ホームページにおいて公表する。

⑩ **参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付**

市は、入札参加者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を受け付ける。

⑪ **参加資格審査結果の通知**

市は、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

⑫ **参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答**

参加資格がないとされた者、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明要求に対する回答を行う。

⑬ **民間事業者との対話**

市は、資格審査通過者との対面対話を行う。

⑭ **入札及び提案書の受付**

市は、本事業に関する入札書類及び提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提案書類の詳細は、入札説明書において公表する。

⑮ **落札者決定及び公表**

提出された提案書類について総合的に評価を行い、選定委員会の審査を経て落札者を決定し公表する。

⑯ **基本協定締結**

市は落札者と、本事業に係る基本的事項を規定した基本協定を締結する。

⑰ **仮契約締結及び事業契約の締結**

落札者は、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立し、市と仮契約を締結する。
市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) **入札参加者の構成等**

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとする。設計企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- (ア) 本施設の設計業務を行う企業（以下、「設計企業」という。）
 - (イ) 本施設の建設業務を行う企業（以下、「建設企業」という。）
 - (ウ) 本施設の厨房設備の設計・調達・設置業務を行う企業（以下、「厨房設備企業」という。）
 - (エ) 本施設の工事監理業務を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）
 - (オ) 本施設の維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）
 - (カ) 本施設の運営業務を行い、SPCに運営業務に従事する責任者を配置する企業（以下、「運営企業」という。）
- イ 入札参加者は、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を構成員という。SPCに出資しないものの、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を協力企業という。
- ウ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定めること。代表企業は、企業グループ全体を代表し、各種手続きを行う窓口となること。
- エ 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、同意を得ること。
- オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- カ 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、同意を得ること。
- キ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ク 構成員の1者以上は、川越市内に本店を有する者とする。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の要件を満たすことと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ウ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- エ 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- オ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 上記カ、キ、クに類似する倒産手続の申立てがなされている者でないこと。
- コ 手形交換所における取引停止処分を受けている者など経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- サ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- シ 市が今後作成する予定としている「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿」に登載されている者であること。なお、平成 25 年度及び平成 26 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなす。
- ス 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者でないこと。または、当該アドバイザー業務に関与した者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - (ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - (イ) 日比谷パーク法律事務所
- セ 選定委員会の委員及び委員と資本関係又は人的関係がない者であること。
- ソ 他の入札参加者の構成員及び協力企業と資本関係又は人的関係がない者であること。

※上記ス、セ及びソの資本関係又は人的関係とは次のことをいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- (b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業は、前項(2)の他、業務ごとに次の要件を満たしていること。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において、関連がある企業同士が実施してはならない。

① 設計業務及び工事監理業務を行う者

設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、設計業務を行う者で複数の企業の共同とする場合は、少なくとも 1 者が次の全ての要件を満たし、他の者はア及びウの要件を満たすこと。なお、設計企業及び工事監理企業は、構成員又は協力企業とすること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成 15 年 4 月以降に延床面積 3,000 m²以上の公共施設の実施設設計の完了実績を有していること。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ 平成 15 年 4 月以降に、学校給食施設又は集団調理施設の実施設設計の完了実績を有していること。

② 建設業務を行う者

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業の共同とする場合は、少なくとも 1 者が次の全ての要件を満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。なお、建設企業のうち少なくとも 1 者は構成員とすること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 建築一式工事において、直近の経営事項審査の総合評定値が 800 点以上であること。
- ウ 3,000 m²以上の公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築工事）において、元請又は JV の幹事会社として完工した実績を有していること。
- エ 当該建築工事に対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できること。

③ 厨房設備業務を行う者

厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。複数の企業の共同とする場合も全ての企

業が次の要件を満たしていること。なお、厨房設備企業のうち少なくとも1者は構成員とすること。

ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。複数の企業の共同とする場合も全ての企業が次の要件を満たしていること。なお、維持管理企業は、構成員又は協力企業とすること。

ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

⑤ 運營業務を行う者

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業の共同とする場合は、少なくとも1者が次の全ての要件を満たしていること。なお、運営企業のうち少なくとも1者は構成員とすること。

ア 学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

イ HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

(4) (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿の登載

入札参加者の構成員及び協力企業は、市が今後作成する予定としている「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿」(以下、「本事業登録参加者名簿」という。)に登載されている者であること。なお、平成25年度及び平成26年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなすので、資格審査を受ける必要はない。

競争入札参加資格に関して、市は、本事業登録参加者名簿に登載させるための資格審査の受付を実施する予定である(資格審査の受付日等については入札説明書に記載する予定である。)。本事業登録参加者名簿の登載は、本事業にのみ適用されるものであり、市が実施する他の入札の参加資格を認めるものではない。

(5) 参加資格確認日及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書提出日の最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、前記(1)エの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員及び協力企業については変更できる。

(6) 提案書類の取扱い

① 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、

落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

学識経験者等で構成する選定委員会が入札書類等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。選定委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

(2) 審査の手順及び方法

① 資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を選定委員会及び入札参加者に通知する。

③ 提案審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

③ 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

④ 審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき、選定事業者を決定し、その審査結果を入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料4：リスク分担表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

ア 事業用地	川越市大字菅間字石橋 18-1
イ 用途地域	無指定（市街化調整区域B地区）
ウ 建ぺい率	60%
エ 容積率	200%
オ 敷地面積	約 13,000 m ²
カ 所有者	川越市土地開発公社（市にて取得予定）

2 施設要件

本施設に必要な機能は、次のものを想定している。

詳細は、要求水準書（案）に記載する。

【本施設の区域区分（参考）】

区分	区域	必要とする機能・諸室	
本 体 施 設	給食 エリア	汚染 作業区域	荷受・検収室、器具洗浄室、下処理室、計量室、釜割室、 冷蔵庫、冷凍庫、油庫、廃棄物庫、残菜処理室、回収室、 プラットホーム等
		非汚染 作業区域	切裁室、調理室、揚・焼・蒸物室、食物アレルギー対応 食調理室、和え物室、コンテナ室、洗浄室、洗剤等倉庫、 器具洗浄室等
	一次加工エリア		荷受・検収室（給食エリアと共用も可）、下処理室、加 工・ブランディング室、包装室、洗浄室、保冷室、冷却室、 冷凍室、プラットホーム等
	一般 エリア	調理員区域	前室、手洗室、調理員用更衣室、調理員用便所、調理員 休憩室、調理員用食堂、洗濯乾燥室等
		管理・来客 区域	玄関、市職員用事務室、事業者用事務室、来客用便所、 研修室、見学通路、機械室等
	付帯施設（外構を含む）		配送車庫、駐車場、駐輪場、除害施設等

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 6 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、市は、サービス対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- ウ 前 2 号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

第 7 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の 支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が当該措置及び支援を受けることができるよう努める。

第 8 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為等の設定に関する議案を平成 26 年市議会 12 月定例会に、事業契約の締結に関する議案を平成 27 年市議会 12 月定例会に提出する予定である。

2 入札に伴う費用負担

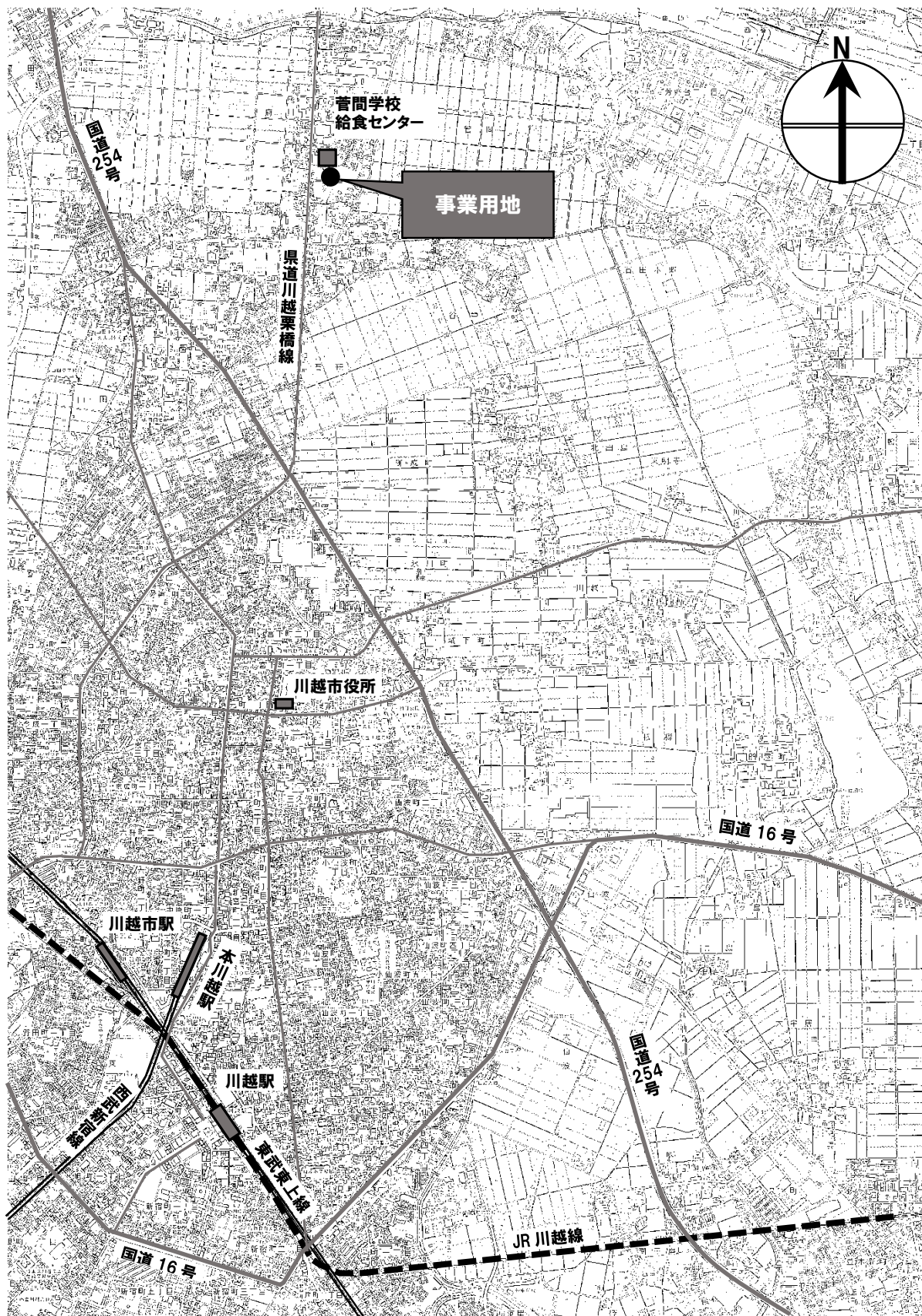
入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

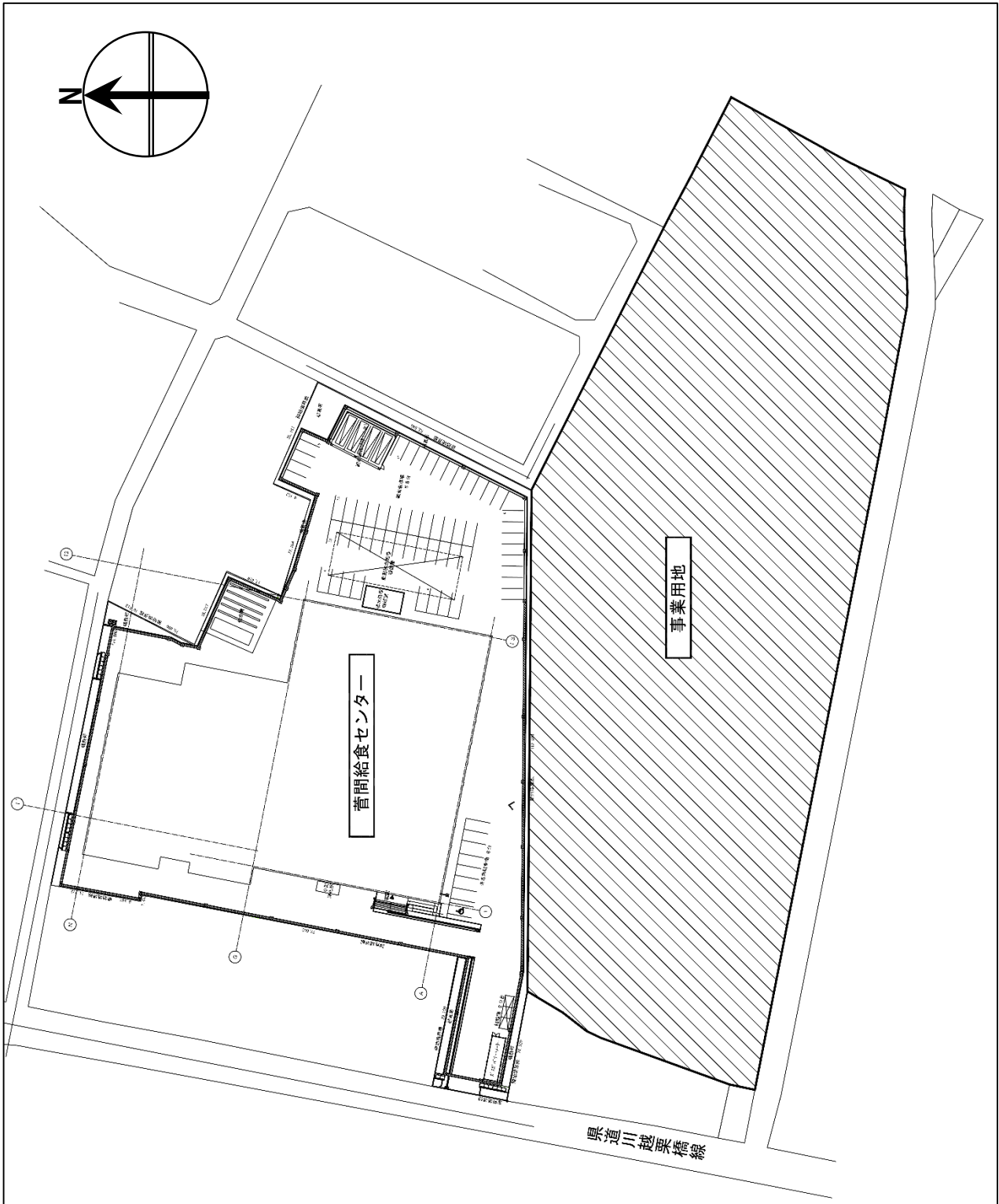
実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

ア 担当部署	川越市教育委員会学校教育課学校給食課施設担当
イ 所在地	〒350-0832 埼玉県川越市大字菅間 18-9
ウ 電話	(049)223-6035
エ F A X	(049)223-0935
オ 電子メールアドレス	gakokyushoku@city.kawagoe.saitama.jp
カ ホームページアドレス	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

別添資料1：位置図

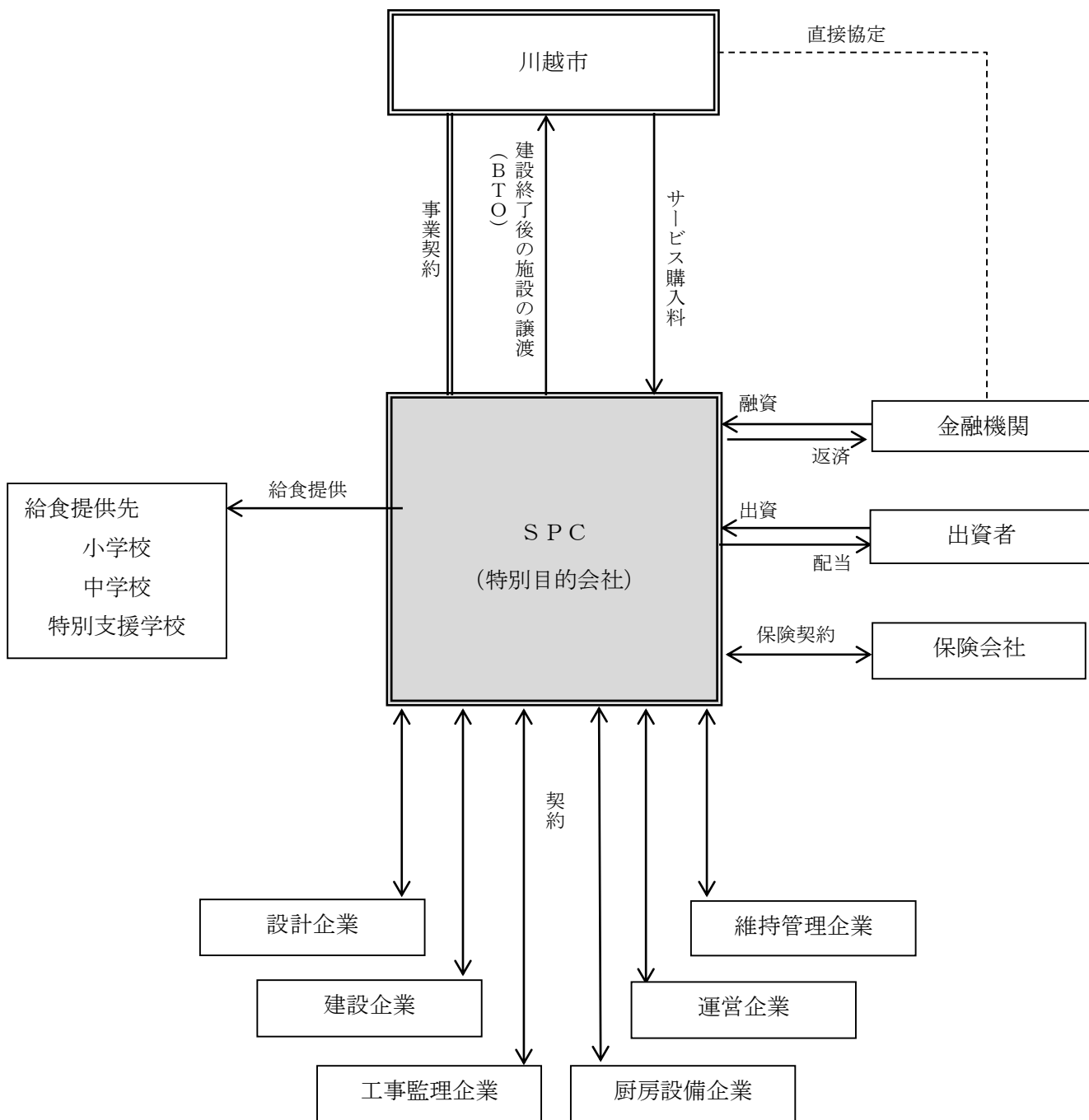


別添資料 2 : 事業用地図



別添資料3：事業スキーム

BTO方式



別添資料4：リスク分担表

(1) 共通リスク

「○」主分担

「△」従分担

項目		内 容	市	民間
①募集リスク		(ア) 募集要項等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
②応札リスク		(ア) 応札に係る費用の負担		○
③契約リスク		(ア) 市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの	○	
		(イ) 事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの		○
④資金調達リスク		(ア) 必要な資金の確保に関するもの		○
⑤ 制 度 関 連 リ ス ク	ア 行政リスク	(ア) P F I 契約に関する議会承認が得られない場合 (※1)	△	△
		(イ) 市の事業方針の変更によるもの	○	
	イ 法制度リスク	(ア) 本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
		(イ) 上記以外の変更に関するもの		○
	ウ 許認可リスク	(ア) 市が取得すべき許認可に関するもの	○	
		(イ) 事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	エ 税制度リスク	(ア) 法人税等収益関係税の変更に関するもの		○
		(イ) 上記以外の変更に関するもの	○	
⑥ 社 会 リ ス ク	ア 住民対応リスク	(ア) 着工前の段階における施設、運営に対する住民の反対運動等が生じた場合	○	
		(イ) 事業者による調査、設計、建設、運営に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
	イ 第三者賠償リスク	(ア) 市の責めによるもの	○	
		(イ) 事業者の責めによるもの		○
ウ 環境問題リスク	(ア) 調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
⑦不可抗力リスク		(ア) 戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの (※2)	○	△
⑧金利リスク		(ア) 提案時から金利基準日（竣工日）までの金利変動	○	
		(イ) 金利基準日（竣工日）以降に発生する利息にかかる金利変動		○
⑨物価リスク		(ア) 設計・建設業務に係る物価変動	○	△
		(イ) 維持管理・運営業務に係る物価変動	○	△
⑩デフォルトリスク		(ア) 事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		(イ) 改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○
		(ウ) 市の都合により本事業が継続されない場合	○	

※1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※2 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

(2) 設計リスク

項目	内 容	市	民間
①測量・調査リスク	(ア)市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	(イ)事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
②遅延リスク	(ア)市の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	(イ)事業者の事由により設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○
③設計変更リスク	(ア)市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	(イ)事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○

(3) 建設リスク

項目	内 容	市	民間
①用地リスク	(ア)建設に要する用地の確保	○	
	(イ)建設に関する資材置場の確保		○
	(ウ)地中障害物、土壌汚染に関するもの	○	
②建設費用増大リスク	(ア)市の要請による費用超過、建設遅延によるもの	○	
	(イ)上記以外のもの		○
③工事遅延リスク	(ア)市の要請による工事の遅延、または完工しない場合	○	
	(イ)上記以外のもの		○
④工事監理リスク	(ア)工事監理に関するもの		○
⑤一般的損害リスク	(ア)設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		○
⑥要求水準リスク	(ア)要求水準を下回った場合		○
⑦譲渡手続きリスク	(ア)施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○

(4) 維持管理・運営リスク

項目	内容	市	民間
①計画変更リスク	(ア) 事業内容・用途の変更に関するもの	○	
②維持管理・運営費上昇リスク	(ア) 物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
③施設損傷リスク	(ア) 不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
④性能リスク	(ア) 要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
⑤需要の変動リスク	(ア) 給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
	(イ) 児童・生徒数の変動による需要の変動（※3）	△	○
	(ウ) 食べ残し等による残菜の変動（市の作成する献立による影響も含む。）		○
⑥調理事故・異物混入等リスク	(ア) 検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）	○	
	(イ) 検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
	(ウ) 調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
	(エ) 調理、配送業務における異物混入等		○
⑦アレルギー対応リスク	(ア) アレルギー児童・生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
	(イ) 調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
	(ウ) 収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症、アレルギー児童・生徒の個人情報の流出（※4）	△	△
⑧食器等破損リスク	(ア) 市が実施する業務に起因する食器の破損	○	
	(イ) 事業者が実施する業務に起因する食器の破損（※4）	△	○
	(ウ) 学校・児童生徒による食器等の破損	○	
⑨配送の遅延リスク	(ア) 配送の遅延により給食の提供ができなかった場合		○

※3 運営期間を通じて、一定の最低食数に係るサービス対価を保証する。

※4 帰責事由による。

第1号様式

平成 年 月 日

実施方針等に関する説明会 参加申込書

「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業」の実施方針等に関する説明会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	
参加者名	

※1 参加者は、1社につき2名までとします。

※2 実施方針等は各自持参してください。

※3 Microsoft社製 Word (Windows版) のファイル形式で提出してください。

第2号様式

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

川越市長 あて

質問者 会社名
所在地
担当者
氏名
所属
連絡先
電話

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業の実施方針、要求水準書(案)に関して、以下の質問がありますので提出します。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容
(例)	実施方針	1	1	1	(1)	ア			事業名称	
1										
2										
...										

※ Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

第 3 号様式

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

川越市長 あて

意見者 会社名
 所在地
 担当者
 氏 名
 所 属
 連絡先
 電 話

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業の実施方針、要求水準書(案)に関して、以下の意見
 がありますので提出します。

No.	書類名	頁	章	1	(1)	ア	(ア)	資料	項目名	意見の内容
(例)	実施方針	1	1	1	(1)	ア			事業名称	
1										
2										
...										

※ Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

第4号様式

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見交換会 参加申込書

参加者名 (最大6名まで) ※	参加者1 (代表者)	(会社名) (氏名) (所属) (電話) (E-mail)
	参加者2	(会社名) (氏名) (所属) (電話) (E-mail)
	参加者3	(会社名) (氏名) (所属) (電話) (E-mail)
	参加者4	(会社名) (氏名) (所属) (電話) (E-mail)
	参加者5	(会社名) (氏名) (所属) (電話) (E-mail)
	参加者6	(会社名) (氏名) (所属) (電話) (E-mail)

※ 1社又は複数社での応募も可としますが、複数社の場合でも参加者は最大6名までとします。